

少第120号
生総第200号
地第147号
生環第 89号
平成25年 3月22日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

少年を取り巻く有害環境の浄化対策の推進について（通達）

近年の少年を取り巻く社会環境は、インターネット上の違法・有害情報の氾濫、インターネットに起因する福祉犯被害等の増加、少年の性を売り物とする新たな形態の営業の出現等、極めて憂慮すべき状況にある。

少年は心身ともに未熟であるため、環境からの影響を受けやすく、少年の非行や犯罪被害等の背景にある有害環境の浄化は、少年の保護及び健全育成を図る上で、重要な課題である。

時代とともに変遷する有害環境を的確に踏まえて、その浄化対策を推進していくためには、警察の総合力を発揮することはもとより、関係機関・団体、地域住民等との連携協働を含めた総合的な対策を講ずる必要がある。

このため、各所属にあっては、下記のとおり、管内の実情に即した有効かつ適切な有害環境の浄化対策を推進されたい。

記

1 基本方針

(1) 実態把握の徹底

あらゆる警察活動を通じて、インターネット上の違法・有害情報、少年に有害な商品やサービスを提供する営業、少年の性を売り物とする営業等有害環境の動向に鋭敏な感覚を持って、実態の把握に努めること。

(2) 実情に即した重点的な指導取締り

それぞれの地域の実情に応じて、重点的かつ集中的な指導取締りを実施すること。

(3) 警察各部門の連携強化

警察のあらゆる機能が総合的に発揮できるよう関係部門の連携を強化すること。

(4) 関係機関・団体等との連携強化

関係機関・団体等との相互の連携体制を整備し、総合的な対策を推進するとともに、関係業界における少年の健全育成のための自主的措置を促進すること。

(5) 広報啓発の推進

各種広報媒体の活用により、有害環境の実態とその浄化の必要性を効果的に広報し、広く県民の理解と協力が得られるように努めること。

2 推進事項

次に掲げる事項を柱とした有害環境の浄化対策を推進し、少年の有害環境への接触を未然に防止する。

(1) 携帯電話等インターネット接続機器からの有害情報の閲覧防止

インターネットに起因する福祉犯被害等の実態把握に努め、携帯電話事業者等に対し、保護者へのフィルタリング等の説明・推奨について指導・要請するとともに、保護者に対する広報啓発を推進し、少年による有害情報の閲覧、インターネットに起因する福祉犯被害等を防止する。

(2) インターネットカフェ、カラオケボックス等における善良な風俗環境の保持

営業実態の把握に努め、営業者に対し、少年の健全育成のための自主的措置の促進等について働き掛けるなど、店舗における善良な風俗環境を保持する。

(3) 各種営業者からの有害な商品等の供給の遮断

少年に有害な商品等を供給する各種営業者の実態把握に努め、年齢確認、区分陳列の徹底等について指導・要請等を行い、有害な商品等の少年への供給を遮断する。

(4) 性風俗に関する営業等からの影響の排除

繁華街・歓楽街等において、児童を性的な業務に従事させる悪質な性風俗関連特殊営業のほか、飲食店等の合法的な営業を装いながら、女子高校生等に卑わいな言動等で客に接する業務をさせる新たな形態の営業等の実態把握に努め、これらの営業やスカウト、客引き行為等の取締りを徹底するとともに、通学路等を含めた街頭におけるピンクピラの撤去活動等を実施し、性風俗に関する営業等の少年への有害な影響を排除する。

3 対策推進上の留意事項

対策の推進に当たっては、次に掲げる事項に留意し、管内の実情に即した有害環境の浄化対策を推進すること。

(1) 携帯電話等インターネット接続機器からの有害情報の閲覧防止

ア コミュニティサイト等に起因する福祉犯被害が後を絶たず、被害児童の約9割がフィルタリングを利用していないという実態や多くの保護者がコミュニティサイトの危険性を児童に注意していないという実態があることから、これらの保護者に対しても啓発の効果が行き渡るよう、関係部門及び関係機関・団体等と連携の上、効果的な広報啓発を推進すること。

イ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）第17条に定める携帯電話事業者のフィルタリングの提供義務は、従来の携帯電話回線に係る義務であり、スマートフォンで利用可能な無線LAN回線には及ばない。

また、スマートフォンの普及に伴い、少年が福祉犯被害等に遭うおそれのあるアプリやウイルスが混入されたアプリ等も多数流通していることから、関係部門及び関係機関・団体等と連携の上、携帯電話事業者等に対し、保護者への無線LAN回線のフィルタリング及びアプリの利用制限等の説明・推奨について要請を強化すること。

(2) インターネットカフェ、カラオケボックス等における善良な風俗環境の保持

多くのインターネットカフェは24時間営業であり、少年の深夜利用が懸念される

ほか、本人確認、少年の有害情報の閲覧防止措置等が徹底されていない店舗も多い。

また、カラオケボックスについても深夜営業の店舗が多く、外部から見えにくい個室もあるため、少年の飲酒・喫煙や福祉犯被害も発生しているところである。

これらの現状を改善し、店舗における善良な風俗環境を保持するため、関係部門及び関係機関・団体等と連携の上、営業者に対し、少年の健全育成のための自主的措置の促進等について指導・要請を行うほか、立入調査や夜間の補導活動を継続的に実施すること。

また、指導に応じない悪質な営業者に対しては、各種法令を適用した積極的な取締りを実施すること。

(3) 各種営業者からの有害な商品等の供給の遮断

少年に有害な商品等を供給する営業者に対し、少年の健全育成のための自主的措置の促進等について指導・要請しているところであるが、いまだそれらが徹底されていない店舗も散見される。

有害な商品等の少年への供給を遮断するため、店舗の営業実態、自動販売機の稼働状況等の実態把握に努めるとともに、営業者への指導、警告及び取締りを強化するほか、広報啓発の推進、関係部門及び関係機関・団体等と連携した多角的な対策を講ずること。

(4) 性風俗に関する営業等からの影響の排除

児童を性的な業務に従事させる悪質な性風俗関連特殊営業のほか、飲食店、エステ店等の合法的な営業を装いながら、卑わいな言動等で客に接する業務をさせる営業等に迅速的確に対応するため、関係部門及び関係機関・団体等と連携した実態把握や街頭活動、少年相談等を通じた幅広い情報収集に努め、取締りを徹底するとともに、実態解明の結果を踏まえ、課税通報等による不正収益の剥奪や行政処分の働き掛け等に努めること。

また、関係団体、地域住民等と連携して地域社会における環境浄化のための取組を推進し、有害環境浄化の気運を醸成すること。

4 報告

対策の実施結果及び施策の推進状況は、本部少年課に報告すること。